

新型コロナウイルス感染症に対する県内市町村の取組みに係る  
情報共有及び取組み拡大の推進について

1 感染症対策

マスクや消毒液の配布、パンフレットによる周知などの感染症対策は各市町村で取り組んでいる。

2 経済・雇用等における影響の最小化

事業者に対する休業支援や利子補給など、住民又は事業者等に対する主な支援は以下のとおり。(令和2年6月5日現在)

[ 県民生活・経済の安定 ] ※市町村から回答があったものを取りまとめ

①企業支援

市町村数	取組み概要
45市町村	売上減少事業者への雇用支援・助成 休業を実施した事業者に対する協力金 等

②生活支援

市町村数	取組み概要
33市町村	雇い止め・内定取消者の採用 商品券の発行 等

③利子補給

市町村数	取組み概要
38市町村	融資に対する利子補給

④家賃補助

市町村数	取組み概要
7市町村	休業要請に応じた事業者への家賃補助 等

⑤学生支援

市町村数	取組み概要
15市町村	奨学金の返還猶予・授業料の免除 大学生への現金給付 等

県では、引き続き県内市町村の取組みや対応を把握したうえで、市町村間の情報共有を図り、取組みの拡大を促していく。その他、国及び県の取組みや通知等についても情報共有を図っていく。

※情報把握及び情報提供は随時実施。



## 新型コロナウイルス感染症に対する市町村の取組み

### 〔 県民生活・経済の安定 〕

#### ① 企業支援

	市町村名	事業名	支援対象	事業概要
1	熊本市	オンライン合同就職説明会	人材を必要とする企業及び求職者(新卒者・内定取消者・雇止め対象者・失業者等)	新型コロナウイルスの感染拡大が雇用情勢に深刻な影響を与えることを回避するため、人材を必要とする企業と求職者(失業者等)との合同就職説明会を、オンラインを活用して実施するとともに、仕事を必要とする多くの求職者へ行き届く広報を行うことにより、“雇用の安定”と“経済活性化”を図る。
2		特別労働相談窓口の設置	事業主及び労働者	社会保険労務士による無料労働相談
3		小規模事業者等緊急支援補助金	小規模事業者	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、2020年2月以降、任意の1か月間の売上高が前年同月比70%以上減少し、かつ国が実施する「令和2年度補正予算小規模事業者持続化補助金<コロナ特別対応型>」に不採択だった市内の小規模事業者等が実施する販路開拓等の取組みに対し必要な費用の一部を補助。補助上限額30万円、補助率2/3。
4		新型コロナウイルス対策緊急プレミアム付商品券発行支援事業	(1)商店街、商工会議所、商工会、事業協同組合、協業組合、生活衛生同業組合 (2)観光庁に登録された日本版DMO等、広域的な地域の振興を目的に設立された団体等	商店街等が発行する商品券に、熊本市が2割を上限とするプレミアム分を上乗せ負担するとともに、商品券発行に伴う事務費及び広報費を対象とし、1団体600万円を上限に助成を行う。
5		熊本市版宿泊割引事業	宿泊事業者	新型コロナウイルス感染症の影響により大きく落ち込んだ宿泊需要の早期回復を目的として、熊本市内の宿泊施設で利用できる宿泊クーポンの販売を行うもの。
6	八代市	中小企業等事業継続対策特別支援金	道路旅客運送業、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療業を営む、中小企業、小規模事業者、個人事業者	国からの新型コロナウイルス感染症防止対策のための活動自粛要請等の影響により、令和2年1月から4月までのいずれかの月の売上高が前年同月に比して50%以上減少している事業者に対し、事業の継続・安定を図るため、支援金を支給。 (支援金額)法人企業20万円、個人事業者10万円

	市町村名	事業名	支援対象	事業概要
7	八代市	新型コロナウイルス感染症予防対策支援補助金	小売業(無店舗小売業除く)、宿泊業、飲食店、洗濯・理容・美容・浴場業、娯楽業、その他の教育・学習支援業、医療業のうち感染防止対策を講じ営業している店舗	多くの人が集まり、または一定時間以上滞在し、サービスの提供を行う施設等において、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策実施に要した経費を補助するもの。 対象経費:本年1月以降、新型コロナウイルス感染症予防対策に要した費用 補助金額:施設等1件につき、対策に要した費用の8割補助(上限5万円)
8		中小企業等新型コロナウイルス感染症消毒費補助金	市内に店舗、事務所、工場等の事業所を構えている者	新型コロナウイルス感染症の患者が発生、または患者の訪問があった事業所が、保健所の指導に基づき実施した事業所等の消毒、清掃等の費用に対し、10万円を上限として補助する制度
9		飲食店クラウドファンディング支援事業	八代市内の店舗で、主に食事を提供する飲食店並びに食事が提供できる宿泊施設のうち、「八代飲食店応援隊プロジェクト」に登録している店舗	八代商工会議所や経済団体が中心となり行われている、感染症拡大の影響を受けて厳しい経営を余儀なくされている飲食店、食事が提供できる宿泊施設をクラウドファンディングにより応援する「八代飲食店応援隊プロジェクト」を支援するため、事業費の補助を行うもの。
10	人吉市	人吉市新型コロナウイルス感染症経済対策雇用支援補助金	国が定めた「危機関連保証」が定める売上率減少率の要件を満たす商工事業者	コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少した事業者に対し、雇用支援の観点から当該事業所の雇用数に応じた補助金を交付するもの。 令和2年度予算額:1,000万円、補助額算出方法:雇用人数×単価(2万円程度予定)、補助額上限:20万円、申請期間:4月3日～6月1日
11		人吉市新型コロナウイルス感染症経済対策小規模事業者持続化臨時給付金	市内小規模事業者	本市に住所又は事業所を有し、同一事業を3ヶ月以上引き続き営んでいる者で、3月又は4月の売上が前年同月比で50%以上減少している者に対し法人・個人事業者ともに一律10万円を給付する。 (申請期間)令和2年4月25日から令和2年5月15日まで
12	荒尾市	荒尾がんばる事業者応援給付金事業	国の「持続化給付金」の対象外となる、売上が前年同月比で20%以上50%未満減少の市内に事務所もしくは事業所または住所を持つ法人及び個人事業者	(減少率)売上が前年同月比で20%以上50%未満減少している市内事業者 (給付額)法人20万円、個人事業者10万円を一律給付 (申請期間)令和2年5月12日～令和3年2月26日 (予算額)1億3,200万円
13		雇用関係助成制度の活用支援	従業員の雇用維持のために国(労働局)の雇用関係制度の利用を考えている市内事業者	荒尾商工会議所において、社会保険労務士による申請書作成等のサポートを行う。 ※申請書作成システム等を利用した申請者と社会保険労務士との共同による書類作成支援 (予算額)275万円

	市町村名	事業名	支援対象	事業概要
14	荒尾市	「あらおスマイルDELI」宅配推進支援事業	飲食店応援サイト「あらおスマイルDELI」登録店で宅配サービスを行う飲食店事業者	売上が低迷している市内飲食店の売上の向上及び地域経済の活性化を図るため、飲食店応援サイト「あらおスマイルDELI」の登録店舗全店において宅配(デリバリー)販売を行う。 (予算額)450万円
15		新型コロナウイルス感染症による企業活動への影響度・実態等に関する調査・及び支援事業の周知	市内全事業所	市内の全事業所に対し、電話による聞き取りを実施し、事業活動に及ぼす影響等の実態を把握するための調査及び支援事業の周知を実施する。 (予算額)50万3,800円
16	水俣市	水俣市新型コロナウイルス感染症緊急対策雇用確保補助金	宿泊業・飲食業	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた宿泊業・飲食業に対し、雇用の継続・安定を図るための補助金を交付 【概要】 従業員1名以上雇用し、最近1か月の売上が前年同月比で20%以上減少、かつ今後2か月の売上が前年同期比で20%以上減少することが見込まれた場合、従業員一人につき、30,000円/月を2か月分補助
17		水俣市新型コロナウイルス感染症対策中小企業支援金	市内中小企業全業種	新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受けた市内中小企業に対し、事業継続のために支援金を交付。 【概要】 国の緊急事態宣言の全国適用日(4月16日)以降、通算10日間以上の休業・時間短縮営業・事業縮小を実施、又は直近一か月間の売上が前年同月比30%以上減少した中小企業を対象に、一律10万円の支援金を交付。 申請受付期間: 令和2年5月20日～令和2年6月30日
18		水俣市雇用調整支援補助金	市内中小企業全業種	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、休業を余儀なくされた事業者のうち、雇用調整助成金を活用した事業者に対して自己負担の軽減を図り、雇用継続を支援する。 【概要】 国の雇用調整助成金の対象となる休業手当の事業者負担分を最大100万円補助 (4月1日～6月30日休業分に限る) 申請受付期間: 令和2年5月20日～令和3年2月28日
19	玉名市	玉名市飲食店特別支援事業	飲食店	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、外出自粛により来店者が減少している飲食物を提供される飲食店に支援金を給付するもの。一律10万円。5/1から受付。

	市町村名	事業名	支援対象	事業概要
20	玉名市	玉名市宿泊施設特別支援事業	宿泊施設	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、外出自粛により来館者が減少している宿泊施設に支援金を給付するもの。部屋数及び収容人数に応じ20万円～100万円。5/1から受付。
21		玉名市事業継続支援事業	売上が前年同月比で30%以上50%未満減少した、本市の区域内に事業所を有する中小・小規模事業者	(減少率)売上が前年同月比で30%以上50%未満減少している市内事業者 (給付額)法人20万円、個人事業者10万円を上限 (申請期間)令和2年6月1日～令和3年2月26日 (予算額)1億2千5百万円
22	山鹿市	観光産業事業継続応援金	観光関連事業者 ※令和2年2月～5月のいずれかの月の売上が前年同月比で20%以上減少した者	多大な影響を受けた観光関連事業者を対象に応援金を支給するもの ■旅館・ホテル、バス事業者：80万円～150万円 ■簡易宿所：40万円 ■タクシー：60万円～100万円 ■飲食業：個人40万円、法人60万円 ■小売業(土産店等)、公衆浴場業：個人20万円、法人30万円  ※感染防止対策を徹底するため、県作成「感染防止対策チェックリスト」に掲げる対策を行い、当該チェックリストを店舗に掲示することを支給要件に明記
23		観光みらい応援補助金	観光関連事業者 ※観光関連事業者が異業種の事業者と連携し、グループで実施する場合も対象	市内経済の好循環の流れを生み出し、持続可能な観光地として回復へとつなげていくため、観光関連事業者等の創意工夫ある取組みを支援するもの ■補助率10/10 ■1事業者(個人)：30万円(上限) ■1団体(グループ)：100万円(上限)
24		山鹿グルメ応援プロジェクト	飲食店	【VOL.1】 4月下旬：「山鹿市テイクアウトできる店舗一覧(※デリバリー含む)」を市内の全世帯(約2万世帯)に配布 【VOL.2】 5月1日：「おうちで店ごはん」WEBサイト公開 ※にぎわい創出協議会(商工会議所・商工会・山鹿市)連携事業 【VOL.3】 WEBサイト公開後、市観光サイト「山鹿探訪なび」などを活用し、SNS上で「#山鹿グルメ」のハッシュタグを付けた写真投稿を市民に呼びかけ

	市町村名	事業名	支援対象	事業概要
25		GO TO やまが キャンペーン	宿泊業	<p>激減した宿泊客の回復に向け、山鹿温泉観光協会、平山温泉観光協会、菊鹿町観光協会と連携し、市独自のキャンペーンを実施するもの</p> <p>【VOL.1】6月1日～7月31日</p> <p>■宿泊対象者:熊本県内 ■特典:宿泊者1人につき最大5,000円割引、各施設がセレクトした山鹿ブランドのお土産付き ※各施設で設定した予約数に達した時点で終了</p> <p>【VOL.2】※調整中</p>
26	山鹿市	農業経営体緊急支援事業	市内に住所のある団体(鹿本農協、熊本県畜産農協、鹿本酪農協)及び農業経営体等(法人、個人、グループ)	<p>1 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた農作物の消費拡大を図るため、販売促進の取組や、新たな販路を確保するための取組を支援するもの</p> <p>2 畜産の流通円滑化を図るため、出荷調整等に係る生産段階での経費を支援するもの</p> <p>■補助額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団体(鹿本農協、熊本県畜産農協、鹿本酪農協):別途協議</li> <li>・農業経営体等(法人、個人、グループ):1農業経営体等当たり上限50万円</li> </ul>
27		福祉施設緊急対策事業	市内の介護保険施設、障がい者(児)施設、児童福祉施設(私立保育所等・放課後児童クラブ)	<p>新型コロナウイルスの感染リスクの最前線で献身的に高齢者や障がい者に介護サービス等を提供する施設及び仕事を休めない保護者の子どもを保育する保育所等施設並びに子どもを見守り、食事を提供する子ども食堂の職員が、安心して介護や保育等に従事できるよう、当該施設に対し支援金を支給するもの</p> <p>■支援金:1法人等当たり10万円+サービス事業所の総数から1を減じた数に5万円を乗じて得た額</p> <p>■申請期間:令和2年6月19日まで</p>
28		観光事業継続支援金	市内宿泊事業者、貸切バス事業者	<p>市が休業要請をした令和2年4月29日から5月6日までの期間を含む令和2年4月1日から5月31日までの期間に30日間以上休業(キャンセルによる休業を含む。)をした宿泊事業者又は貸切バス事業者に対して、部屋数やバス台数に応じて支援金を支給するもの。</p> <p>1事業者当たりの上限額:100万円</p>
29	菊池市	飲食事業継続支援金	市内飲食店	<p>令和2年1月以降、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上額が前年同月比で30%以上減少した月が存在する飲食事業者に対して、20万円の支援金を支給するもの。</p>
30		小規模事業者持続化補助金	市内法人及び個人事業者	<p>令和2年1月以降、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上額が前年同月比で30%以上減少した月が存在する小規模事業者に対して、最大20万円を補助するもの。</p>

	市町村名	事業名	支援対象	事業概要
31	宇土市	小規模企業者事業継続給付金	年間事業売上高200万円以上で常時雇用5人以下の市内事業者	売上が前年同月比▲50%以上減少した事業者に対し、1事業者あたり10万円を給付。賃料の負担がある場合は別途5万円を加算。
32	上天草市	新型コロナウイルス感染症対策中小企業の雇用調整助成補助金	厚生労働省の雇用調整助成金の助成を受けた市内事業者	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者が、厚生労働省の雇用調整助成金の助成を受けた際に、休業手当の国補償分以外の事業主負担分(1/10の全額又は1/5の半額)を補助するもの。
33		新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援助成金	新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した市内の旅館、ホテル・飲食店を営む法人又は個人	新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月から6月までの期間の月売上が前年同月と比較して、30%以上減少している者に対し、20万円から100万円の補助金を交付。(1事業者1回限り)
34	上天草市	新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援助成金 (道路旅客運送業、卸売業・小売業、生活関連サービス業、持ち帰り・配達飲食サービス業、療術業)	新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した市内の道路旅客運送業、卸売業・小売業、生活関連サービス業、持ち帰り・配達飲食サービス業、療術業を営む法人又は個人	令和元年の売上げが200万円以上ある者で、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月から6月までの期間の月売上が前年同月と比較して、30%以上減少している者に対し、10万円から20万円の補助金を交付。(1事業者1回限り)
35		新型コロナウイルス感染症対策農水産業事業継続支援助成金	新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した市内の農業及び漁業・養殖業を営む法人	新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月から6月までの期間の月売上が前年同月と比較して、30%以上減少している者に対し、25万円から100万円の補助金を交付。(1事業者1回限り)
36		新型コロナウイルス感染症対策農水産業事業継続支援助成金(個人)	新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した市内の農業及び漁業・養殖業を営む個人	令和元年の売上げが200万円以上ある者で、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月から6月までの期間の月売上が前年同月と比較して、30%以上減少している者に対し、10万円から20万円の補助金を交付。(1事業者1回限り)
37		新型コロナウイルス感染症対策経済回復商工事業補助金	市内商工団体等	新型コロナウイルス感染症の影響により大きく落ち込んだ市内経済を回復するため、商工会や市内商工団体等が市民を対象としたクーポン券や商品券等を発行する事業に対して補助金を交付。
38		くまもと限定緊急宿泊助成事業	市内観光業	熊本県在住者を対象に、市内宿泊施設が本事業用に設定した宿泊セットプラン(他の観光体験、お買い物券等)に予約し宿泊された方の宿泊費の2分の1(上限5,000円/1人当たり)を助成することで、観光客の誘客及び地元消費の拡大を図る。



	市町村名	事業名	支援対象	事業概要
39	宇城市	宇城市事業持続化対策特別支援金	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内に事業所等を有する小規模企業者(法人または個人事業者)及び市内に住所を有する農林漁業者	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた小規模企業者(法人または個人事業者)及び農林漁業者に対し、事業の継続・安定を図るための支援金を交付。 (対象事業者数)約3,000 (支援金)100,000円
40	阿蘇市	阿蘇市事業継続支援補助金	1)一時休業や時短営業の取り組みを行っていること。 2)当該事業により収入(売上)を得ている事業者で、今後も事業継続の意思があること。 当該事業により生計を営む個人事業主 3)阿蘇市内に本店の登記若しくは事業所がある法人又は阿蘇市内に住民登録若しくは事業所がある個人とする。 4)令和2年5月1日までに営業を開始していること。	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の取り組みとして、一時休業や時短営業の取り組みを行った事業者で、今後も市内において事業継続意思のある事業者に対し、13万円を補助する。
41	天草市	緊急雇用維持支援補助金	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者で、国の雇用調整助成金の助成を受けた市内の中小企業・小規模事業者(全事業者)	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者が、国(厚生労働省)の雇用調整助成金の給付を受けた際に、国の補助対象額を上限に事業主負担分に対し、補助する。 【補助対象者】 国の雇用調整助成金の給付を受けた事業者 【補助額等】 国の補助対象額を上限に事業主負担分を補助
42		事業継続支援給付金	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者で、市内の中小企業・小規模事業者(農林漁業者含む)	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者で、熊本県の事業継続支援金の給付の対象となる中小企業・個人事業者(農林漁業者を含む)に、法人20万円、個人事業者に10万円を補助する。 【補助対象者】 国の持続化給付金の対象外であり、熊本県の事業継続支援金の対象となる事業者(売上げが前年同月比で30%以上50%未満減少した事業者) 【補助額等】 法人:200千円 個人事業者:100千円
43		商工事業者応援商品券発行事業	市内の中小・小規模事業者で、5事業者以上で構成する団体 (法人の場合は本店、個人の場合は住所地在市内に有する事業者)	新型コロナウイルス感染症の影響により停滞している地域経済の消費喚起(市民の消費喚起)につなげるため、商工団体等が創意工夫して行うお得な商品券を発行する事業に対して支援を行う。 ■補助対象経費:商品券の販売額への補助、商品券発行に係る事務費及び広報経費等 ■補助率:商品券販売実績による発行額のうち30%以内(上限あり)、事務費の実績額(上限あり)
44		市民を対象とした緊急宿泊促進事業 「天草市 地域の魅力再発見キャンペーン」	市内の宿泊施設等	天草市民が天草市内の対象宿泊施設(53施設)を利用した場合、宿泊料金の半額を助成。上限は1人当たり6,000円。加えて宿泊者(小学生以上)には市内の対象店舗等で使用できる商品券1,000円分を進呈。 受付・宿泊期間:令和2年6月1日～7月31日

	市町村名	事業名	支援対象	事業概要
45	合志市	商工会運営支援事業	市内の飲食店	市内の飲食店が市民にテイクアウト及びデリバリーにより、1品あたりの販売価格(消費税込)の3割かつ300円を上限とした額を割り引いて提供した場合、市がその割引分を補助する。1事業者あたり上限30万円。
46		合志市事業継続支援金事業	国の「持続化給付金」の対象外となる売上が前年同月比で30%以上、50%未満減少している事業者(中小企業等)※熊本県事業継続支援金の交付決定を受けた者	「法人・個人事業者へ最大10万円」の支援金を交付する。熊本県が実施する「熊本県事業継続支援金」の対象者へ上乗せとなる。
47	美里町	地域の農畜産物魅力発信支援事業	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた町内の農畜産物生産組織	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた町内の農畜産物生産組織が感染拡大終息後に行う、地域農畜産物の魅力発信及び消費回復のための活動(イベント)に要する経費の一部を助成
48	玉東町	町内飲食店を応援しよう! お持ち帰り・出前情報	町内でお持ち帰り・出前が可能な飲食店	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、町内飲食店は過酷な状況下にある。そこで3密を避ける事の可能なデリバリー・テイクアウトサービスを行っている飲食店の情報を町民に伝える事で、利用促進を図る。また、まとめた情報を地域おこし協力隊(イラストレーター)に見やすいチラシ作成を依頼し、全戸配布した。
49	長洲町	旅館・飲食事業者等及び理容・美容事業者等感染拡大防止対策支援給付金事業	町内に事業所を設置し営業を行っている旅館・飲食事業者等及び理容・美容事業者	外出自粛要請により売上が減少する町内の旅館・飲食事業者および理容・美容事業者に対し、感染拡大防止対策及び新生活様式への対応支援として1事業者あたり10万円を支援します。
50		事業継続支援金事業	①町内の中小企業者等(農林水産業者等の個人事業主を含む) ②ひと月の売上が前年度同月比で30%以上50%未満減少している事業者 ③町内に事業所を有し、町内在住者かつ町税に滞納がなく国の「持続化給付金」対象者でない事業者 ④熊本県事業継続支援金事業及び長洲町漁業、養魚業事業者生産性向上支援給付金事業との併用は可能	国の「持続化給付金」の対象者とならない町内の中小企業者など(農林水産業者などの個人事業主を含む)に対し、事業者の継続支援を目的に、法人へ20万円、個人事業者に10万円を支援します。

	市町村名	事業名	支援対象	事業概要
51	長洲町	漁業、養魚業事業者生産性向上支援給付金事業	①町内在住で一般海面漁業事業者として熊本北部漁業協同組合が証明する者 ②長洲町養魚組合員及び町内在住かつ町内で金魚、錦鯉養殖業(生業として、ため池、いけす等により金魚、錦鯉を養殖する事業)を営む者	市場の価格の停滞や物流が滞る状況の中、漁業者、養魚業者が、収束後に直ちに活動を再開し、継続した生産性の確保ができるために事業者へ10万円を支援します。
52	和水町	和水町おうちごはん	飲食店	新型コロナウイルス感染症に伴う外出自粛により、厳しい経営を迫られている町内飲食店の支援するため、各店舗で利用できるテイクアウトメニュー・デリバリーメニューを町ホームページで随時紹介している。
53		和水町新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援金事業	国の「持続化給付金」の対象外となる売上が前年同月比で20%以上50%未満減少の町内に事務所もしくは事業所または住所を持つ法人及び個人事業者	(減少率)売上が前年同月比で20%以上50%未満減少している町内事業者(給付額)法人・個人事業者に一律10万円を給付(申請期間)令和2年6月1日～令和3年1月15日(予算額)2,000万円
54	大津町	新型コロナウイルス感染症対策緊急経済協力金	町内で3ヶ月以上継続して事業を営んでいる、飲食店、旅館・ホテル業	新型コロナウイルス感染拡大防止の取り組みに協力している事業者に対し一律10万円を給付する。
55	菊陽町	菊陽町飲食店・宿泊業支援金	町内で、申請日時点において、飲食店、移動販売業等又は宿泊業を3ヶ月以上継続して営んでいる法人または個人事業者(コンビニ・スーパー等は除くなどの除外規定あり)	新型コロナ感染症の拡大により、経営に影響を受けた飲食業、移動販売業もしくは宿泊業を営む法人・個人事業者に対して、一律10万円の支援金を交付する。
56		菊陽町事業継続支援金	国の「持続化給付金」の対象外となる売上が前年同月比で30%以上、50%未満減少している事業者(中小企業、個人事業者、農業者など)※熊本県事業継続支援金の交付決定を受けた者	法人・個人事業者へ一律10万円の支援金を交付する。 熊本県が実施する「熊本県事業継続支援金」の対象者へ上乗せとなる。
57		菊陽まち遊びナビによるテイクアウト等店舗支援事業	テイクアウトなどを行う飲食店等	新型コロナウイルス感染症により、大きな影響を受けている飲食店などの事業者を対象に、菊陽町商工会と連携して、菊陽まち遊びナビのホームページにおいて、テイクアウトなどを行う事業者の周知を実施している。
58	南小国町	新型感染症拡大防止目的休業支援給付金	町内に事業所を設置し、宿泊業、飲食サービス業、卸売業(飲食品卸売業)、小売業(飲食品小売業)等を営む法人または個人事業者	R2.2.19まで営業を行っていた対象事業者が、R2.2.20～R2.6.15までの期間中、4.29～5.6までの8日間を含む30日以上休業を行った場合、前期売上等の12分の1(上限100万円)を給付する。

	市町村名	事業名	支援対象	事業概要
59	小国町	休業支援給付金	町内に事業所を設置し、宿泊業、飲食業、製造業、卸売業、小売業、運輸業、建設業、サービス業(スーパー、コンビニを除く)等を営む法人または個人事業者	自主的に7日以上休業した事業者に対して給付する。 (一律)50,000円
60		事業継続支援給付金	町内に事業所を設置し、宿泊業、飲食業、製造業、卸売業、小売業、運輸業、建設業、サービス業(スーパー、コンビニを除く)等を営む法人または個人事業者	新型コロナウイルス感染症による影響で前年比で15%以上減少し、金融機関から融資を受けた事業者に対し、借入額の1割を補助(上限30万円)
61		宿泊施設支援給付金	町内で宿泊業を営んでいる事業者(※5協会・組合等の加入者が対象)	4月又は5月の1カ月の売上高が前年同月比で50%以上減少した事業者(業歴3カ月以上1年1カ月未満の場合は、令和元年12月から令和2年2月までの3カ月の平均売上高等と比較して50%以上減少した事業者)に対し、施設の部屋数に応じた額を交付。[10室未満20万円、20室未満30万円、50室未満50万円、50室以上100万円]
62	産山村	産山村新型コロナウイルス拡大防止目的休業協力金	村内に事業所があり、前期売上が100万円以上ある宿泊業、飲食サービス業、観光業者	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、R2.4.29~R2.5.6の8日間の休業を決定した宿泊業、飲食サービス業、観光業者に10万円を支給
63	高森町	休業事業所補助事業	町内の小売業(スーパー・コンビニ等の生活必需物資の小売業は除く。)、宿泊業、飲食サービス業、理容・美容業を含む生活関連サービス業、娯楽業、学習支援業を営む事業所	令和2年4月25日~5月6日までの期間で、自主的に休業する事業所に対し、休業日1日当たり1万円を補助するもの。最大12万円。
64		商工会費0事業	商工会加入事業所	商工事業所の負担軽減及び新型コロナウイルス対策に町内事業所一丸となって取り組むため、町内に本店本所を定める事業所の商工会会費を令和2年度の1年間に限り全額補助
65		デリバリー支援事業	テイクアウト実施飲食店	新型コロナウイルス感染症に伴う自粛等により多大な経済的被害を受けた飲食店の需要喚起を目的として地元タクシー会社を活用した標記事業を実施。デリバリーに係る経費を町が負担するもの
66		風評被害防止事業	町内事業所	新型コロナウイルス感染者が発生した事業所(不特定多数利用の共用スペース)に対して、住民の不安や風評被害を防止することを目的として、事業所が行う特殊清掃費用を補助するもの

	市町村名	事業名	支援対象	事業概要
67	西原村	西原村新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援金	国の「持続化給付金」の対象外となる売上が前年同月比で30%以上、50%未満減少している事業者(中小企業等)※熊本県事業継続支援金の交付決定を受けた者	法人・個人事業者へ最大10万円の支援金を交付する。 熊本県が実施する「熊本県事業継続支援金」の対象者へ上乗せとなる。
68		新型コロナウイルス感染症拡大防止のための休業支援給付金	村内に事業所を有している宿泊業、飲食サービス業、小売業(ホームセンター、スーパー、コンビニを除く)など休業することで感染拡大防止に効果があると認められる事業所	村外からの人の流入防止のため、令和2年5月1日～10日までの10日間、自主的に休業する左記の事業所に対し、協業支援金として10万円を給付する。
69	南阿蘇村	南阿蘇村新型コロナウイルス対策商工業者支援金交付	宿泊業、飲食業、製造業、卸売・小売業、運輸業、サービス業を営むもので、次の全てに該当するもの、南阿蘇村商工会会員又は村内に住所を有し事業を営んでいる事業者、支援金の申請日において現に当該営業をしている事業者、当該事業で生計を営んでいる事業者、令和2年2月1日までに創業している事業者	3月又は4月の売上が30%以上50%未満の減収(前年同月比)50,000円、3月又は4月の売上が50%以上の減収(前年同月比)80,000円、前年同月の売上げ算出困難な場合は確定申告書の一月平均で算出(新規創業者で確定申告がない場合は直近までの一月平均で算出)
70	御船町	事業継続プラス支援金	国の持続化給付金及び県の事業継続支援金の対象となっている法人及び個人事業者	国の持続化給付金を受給する法人に20万円、個人事業者に10万円を上乗せして支援金を給付する。 また、県の事業継続支援金を受給する法人に10万円、個人事業者に5万円を上乗せして支援金を給付する。
71		医療機関、高齢者福祉施設及び障害児・者支援施設新型コロナウイルス感染症予防助成金	町内の医療機関、高齢福祉施設及び障害児・者支援施設	新型コロナウイルス感染症予防対策を実施する医療機関、高齢者福祉施設及び障害児・者支援施設に対し、感染症予防対策助成金を交付することで、その予防対策を支援する。令和2年4月16日から5月14日までに本町に事業所を有する医療機関等に対して50,000円を助成する。
72	嘉島町	事業継続給付金	国の持続化給付金及び県の事業継続支援金の対象となっている法人及び個人事業者	国の持続化給付金を受給する法人に20万円、個人事業者に10万円を上乗せして支援金を給付する。 また、県の事業継続支援金を受給する法人に10万円、個人事業者に5万円を上乗せして支援金を給付する。

	市町村名	事業名	支援対象	事業概要
73	益城町	益城エール飯	町内飲食店等	テイクアウトやデリバリー等のサービスを行っている町内事業者からメニュー等を集め、SNS等で発信する。
74		益城町事業者向け新型コロナウイルス対策支援金	県の休業協力要請期間中に新型コロナウイルス対策を講じた町内に事業所を有する者（県から施設の使用停止の協力の要請のあった者及び農林業者は対象外。）	県から施設の使用停止の協力要請が行われなかった施設（社会生活を維持する上で必要な施設）については、「3密」を避ける措置を講じることが求められており、その措置を講じた事業者に支援金を交付する。 支援金の額：一律5万円 具体的な措置の内容は、事業者からの申請内容をもとに町が判断。（個々の事業者の業種等によって対応内容は様々なため。）
75		益城町花いっぱいエールプロジェクト	学校、医療、福祉等の施設及び花き業者	町内の花き業者支援も兼ねて、町が生花を買い取り、子どもたちが再び通うこととなった学校・保育所や、医療・福祉の現場に花を提供する。
76	甲佐町	事業継続支援金	国の持続化給付金及び県の事業継続支援金の対象となっている法人及び個人事業者	国の持続化給付金を受給する法人に20万円、個人事業者に10万円を上乗せして支援金を給付する。 また、県の事業継続支援金を受給する法人に10万円、個人事業者に5万円を上乗せして支援金を給付する。
77	山都町	山都町しごと応援給付金	国持続化給付金または熊本県事業継続支援金受給該当者	新型コロナウイルス感染症拡大により大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える「しごと応援給付金」を一律10万円支給します。
78		山都町元気回復プロジェクト補助金	町内の事業者	新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつも新たな商品開発やサービスにチャレンジする町内の事業者や団体に対し補助金を交付します。 【助成限度額】個人等単独の場合：上限10万円、団体の場合：30万円、対象経費の9/10

	市町村名	事業名	支援対象	事業概要
79	氷川町	氷川町新型コロナウイルス感染症対策事業所休業等応援金	熊本県より要請や依頼された休業等要請に基づき、休業や営業時間の短縮を実施した事業者に応援金を交付する。 氷川町内の商工業者で3ヶ月以上継続して事業を営み、法人にあつては本社が町内に、個人事業者にあつては、町内に主たる事業所又は店舗等を有している事業者 氷川町税等の未納がない事業者	令和2年4月21日付け熊本県より新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、施設の使用停止の協力要請及び依頼の対象となった施設(休業要請の対象となる施設) 上記要請において使用停止を要請しない(休業要請をしない)が、営業時間の短縮を要請した施設(食事提供施設) 対象期間:令和2年4月22日(水)から5月6日(水)までのうち5日間以上 応援金の額: 休業要請の対象となった施設で、対象期間内に5日間以上休業した事業者 10万円 営業時間の短縮の要請となった施設で、対象期間内に5日間以上の営業時間の短縮を実施した事業者 5万円
80		事業継続支援金	国の持続化給付金又は県の事業継続支援金を受給する法人、個人事業者	国の持続化給付金又は県の事業継続支援金を受給する法人に20万円、個人事業者に10万円を上乗せして支援金を給付するもの。
81		農林水産事業者向け事業継続支援金	農林水産事業者	売上げの現状幅に応じて、法人に20万円、個人事業者に10万円の支援金を給付するもの。
82	芦北町	芦北町事業継続支援金	国の持続化給付金又は県の事業継続支援金を受ける町内事業者	国または県の給付を受けた事業者に対し、法人20万円、個人事業者10万円を給付する。(国・県に上乗せ支援)
83		飲食店応援推進事業補助金	町内飲食店	町内飲食店のテイクアウトや出前で1,000円以上利用した場合、利用者に500円のクーポンを発行。そのクーポン分(500円)に対し町から補助を行う。 (芦北町観光協会が窓口)
84		芦北町災害時等雇用調整補助金	厚生労働省の雇用調整助成金の助成を受けた者のうち、次のいずれにも該当する人  (1)町内に事業所を有する雇用保険適用事業所の事業主であること (2)町税等の滞納がないこと	雇用調整助成金の助成を受けた際に、休業手当の事業主負担1/3のうち2/3を補助

	市町村名	事業名	支援対象	事業概要
85	芦北町	芦北町農林漁業事業継続支援金支給事業	国持続化給付金、または熊本県事業継続支援金の給付を受けた農業、林業及び漁業を営む法人又は個人事業者	国、県の支援額に、法人：20万円、個人：10万円を上乗せ支援 予算額：4,900千円
86		芦北町農林漁業応援給付金支給事業	基準日（R2.4.30）にあしきた農業協同組合、水俣芦北森林組合、芦北町漁業協同組合及び芦北町内水面漁業協同組合の正組合員、もしくは株式会社田の浦柑橘組合の組合員で芦北町に住所を有するもの	給付金を1人あたり1万円給付（ただし、複数の農林漁業団体に所属している場合は、重複して給付金の受け取りはできない。） 予算額：23,557千円
87	津奈木町	津奈木町新型コロナウイルス緊急対策雇用確保補助金	以下の項目をすべて満たす事業所の方が対象となります。 ●飲食店を営む方（別表） ●町内に3か月以上継続して事業所を有する方で、町税の滞納がない方 ●従業員（注1）を1名以上雇用している方 ●最近1か月の売上高が前年同月比で20%以上減少している方 ●今後2か月の売上高が前年同期比で20%以上減少することが見込まれる方	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業・個人事業主の皆様に対し、雇用の継続・安定を図るため、補助金交付を行う。 （補助金額） 従業員1人あたり30千円/月×従業員の人数×3か月分 ただし、補助上限額は300千円/月（総額900千円上限）とします。 （申請方法） ①申請をお考えの方は、まず、津奈木町商工会にご相談ください。 ②必要な書類をそろえて、津奈木町政策企画課に提出ください。 ③書類を確認の上、補助金をお支払いします。確認の際、聞き取り等をさせていただく場合があります。 （申請期間） 令和2年6月1日まで ※ただし、予算の上限に達した場合は6月1日以前に受付を終了することがあります。 詳細、申請様式ダウンロードは町HPをご覧ください。 <a href="http://www.town.tsunagi.lg.jp">http://www.town.tsunagi.lg.jp</a>
88	錦町	雇用調整助成事業	新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが大幅に減少した中小企業	町内で事業を営んでいる者（法人の場合は本店が町内）で従業員を1人以上雇用しており、新型コロナウイルス感染症の影響で、直近1ヶ月の売上高が前年同月比15%以上減少し、かつ今後を含め3か月の売上げが前年同月比で15%以上減少が見込まれるもの。 補助金の額 雇用1人当たり2万円（上限20万円） 申請期間 令和2年4月1日～6月30日
89		産業振興資金貸与基金の一部改正	町内で農業、商工業を営む個人	現在の貸付について、R2年度返済分について、1年間の返済猶予措置を講じた。併せて、これまで個人のみであった貸付対象者を法人まで広げた。



	市町村名	事業名	支援対象	事業概要
90	多良木町	緊急対策経営持続化支援金	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農林業を営む者、中小企業者や町内の個人事業主、町内に店舗や事業所を有する法人	国の「持続化給付金」の対象外となる事業者。令和2年1月から12月の売上が前年同月比で20%（農林業は30%）以上50%未満減少した事業者に対して、法人 最大20万円、個人事業主 最大10万円を給付する。
91		湯前町休業要請等協力金	町内に事業所を有し、かつ町内在住の熊本県休業要請の休業または時間短縮営業協力依頼の対象となった事業者で期間内(4/22～5/6)に休業又は時間短縮営業を1日でも行った事業者	令和2年4月21日に発出された熊本県休業要請及び依頼に協力した中小企業者等に対して協力金を交付することで事業者の持続的な経営の安定を図る。期間内(4/22～5/6)に休業又は時間短縮営業を行った日1日あたり2万円を支給する。(最大200千円)
92	湯前町	湯前町新型コロナウイルス感染症対策湯前町商工業経営持続化支援金	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同2か月間比で15%以上減少した町内に事業所を有し、かつ町内在住の中小企業及び個人事業者	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同2か月間比で15%以上減少した事業者に対し、支援金を交付する。対象期間は令和2年1月から6月、補助率は減少額の1/3、補助額の上限30万円
93		湯前町新型コロナウイルス感染症対策農林業経営持続化支援事業	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同3か月間比で、15%以上減少した町内在住の農林業事業者	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同3か月間比で15%以上減少した事業に対し、支援金を交付する。対象期間は令和2年1月から6月、補助率は減少額の1/3、補助額の上限30万円
94		湯前町新型コロナウイルス感染症対策肥育牛経営緊急支援事業	町内在住の肥育牛農家	新型コロナウイルス感染拡大に伴い影響を受け、やむを得ず出荷調整を行う肥育牛農家の掛り増し経費(飼料等)を支援(国事業の上乗せ補助) 1頭当たり 22,000円
95	水上村	新型コロナウイルス感染症対策商工業事業継続支援給付金	村内商工業事業者	令和2年3～5月のいずれかの月の売上額が前年度比15%以上減少した事業所 ・80%以上 上限100万円 ・50%以上～80%未満 上限50万円 ・30%以上～50%未満 上限30万円 ・15%以上～30%未満 上限10万円
96	相良村	新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援金	村内小中企業等及び農林水産業者	新型コロナウイルス感染症による影響で売上が減少した村内の中小企業等及び農林水産業者のうち、令和2年1～6月のいずれかの月の売上額が前年度比15%以上50%未満減少した事業所等に対して、3ヶ月を上限として売上減少額(税抜)の1/2を交付するもの(上限30万円)。

	市町村名	事業名	支援対象	事業概要
97	五木村	五木村新型コロナウイルス感染症対策経営持続化給付金	①15%以上減少した中小企業及び個人事業主 ②50%以上減少し、かつ新型コロナウイルス感染症対策関連制度融資を受けている中小企業(小規模事業者を除く)。	減収額の1/2以内 ①の対象者→100万円/年(上限に達するまで複数申請可) ②の対象者→①の限度額700万円/年を加算する。(上限に達するまで複数申請可)
98	山江村	事業継続支援金	中小企業等であって、村内に住所を有するもの又は村内で事業営んでいるもの	■売上げが前年2か月比で15%以上減少事業所 ・前年比減少額の1/2補助 ・上限30万円、限度額に満たない場合は複数月申請可
99		雇用調整助成金	中小企業等であって、村内に住所を有するもの又は村内で事業営んでいるもの	■直近1か月の売上額が前年比5%以上減少で従業員を休業させ休業手当を支給し、国の雇用調整助成金を活用した事業所 ・雇用保険被保険者でなくても対象、国助成額:休業補償額×90%、残りの10%を村助成
100		福祉及び衛生関連施設感染症予防対策支援	村内の福祉施設(福祉事業所・保育園・社会福祉協議会・ゴミ収集事業所)	村内の事業所で3密回避が困難及び感染リスクが高いと判断される事業所に感染症対策必需品供給する事業 ・上限30万円
101		農林業経営継続支援給付金	村内の農林業を営む個人又は事業体	農林業経営者へ経営継続を支援する ・前年比15%以上収入減少、農林家:上限30万円
102	球磨村	テイクアウト店紹介	村内商店・飲食店	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた飲食店等を応援するため、テイクアウト商品の展開等でこの危機を乗り越えようと頑張っている商店や飲食店の情報をまとめ、チラシやホームページにて情報発信
103	あさぎり町	新型コロナウイルス感染症対策商工業経営持続化補助金	中小企業等であって、町内に住所を有するもの又は町内で事業営んでいるもの	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上(税抜)が前年同2か月間比で15%以上減少したもの。比較対象機関は令和2年1月から12月、補助率は減少額の1/3、補助額の上限30万円
104		「新型コロナウイルス感染症対策農林業経営持続化補助金」及び相談窓口の設置	農林業を営んでいる町内に住所を有する法人又は個人事業者	新型コロナウイルス感染症による影響で前年同3か月間比で15%以上減少した事業者であり、税売上減少額の1/3(上限30万円)を補助するもの
105		みんなで食べて応援しよう!あさぎり町の飲食店、農産物	飲食店、農家等	新型コロナウイルス感染症による消費低迷の影響により厳しい経営を迫られている中で、テイクアウト商品の展開等でこの危機を乗り越えようと頑張っている飲食店や農家の情報を商工会、JAと連携しホームページで随時発信

	市町村名	事業名	支援対象	事業概要
106	荅北町	事業継続支援金	売上げが前年同月比で30%以上減少した事業者	法人20万円、個人事業者10万円を上限(商工・農業・漁業)

## 新型コロナウイルス感染症に対する市町村の取組み

### 〔 県民生活・経済の安定 〕

#### ② 生活支援

	市町村名	事業名	支援対象	事業概要
1	熊本市	オンライン合同就職説明会 (再掲)	人材を必要とする企業及び求職者(新卒者・ 内定取消者・雇止め対象者・失業者等)	新型コロナウイルスの感染拡大が雇用情勢に深刻な影響を与えることを回避するため、人材を必要とする企業と求職者(失業者等)との合同就職説明会を、オンラインを活用して実施するとともに、仕事を必要とする多くの求職者へ行き届く広報を行うことにより、“雇用の安定”と“経済活性化”を図る。
2		特別労働相談窓口の設置 (再掲)	事業主及び労働者	社会保険労務士による無料労働相談
3	人吉市	宿泊者向けプレミアム付 商品券事業	宿泊者	市内宿泊施設の宿泊者に額面3千円の商品券を2千円で販売するプレミアム商品券事業 実施主体:実行委員会(人吉商工会議所など)の補助事業 令和2年度予算:1,350万円 期間:6月中旬～8月末(使用期限は発売日を含め7日間)
4		県内居住者を対象とした 宿泊支援事業	宿泊者	宿泊者に対し5千円を割引くクーポン事業 実施主体:人吉温泉観光協会の補助事業 令和2年度予算額:600万円 期間:6月中旬～7月末
5		宿泊者・市内での飲食者 向け球磨川くだり乗船割 引事業	市内宿泊者・市内飲食店利用者	市内宿泊者・市内飲食店利用者に球磨川くだり乗船料の2千円を割引くクーポン事業 実施主体:球磨川くだり株式会社への委託事業 令和2年度予算額:550万円(クーポン分500万円、事務費50万円) 期間:6月中旬～8月末
6	荒尾市	休業・失業者の緊急雇用	新型コロナウイルス感染症の拡大により、休業・失業した者	休業・失業した者を会計年度任用職員として緊急雇用する。
7	玉名市	ひとり親世帯応援給付金	児童扶養手当受給者	新型コロナウイルスの感染拡大による経済的な影響が深刻と推察されるひとり親世帯の福祉の増進を図るため給付金を支給する。 ■1世帯につき、1万円

	市町村名	事業名	支援対象	事業概要
8	山鹿市	生活困窮者支援体制強化事業	・市内に居住している生活困窮者 ・居住地がなく現に市内に滞在する生活困窮者	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言をする相談員を増員し、生活困窮者に対する相談体制を強化するもの
9		妊産婦緊急支援事業	下記の(1)及び(2)の両方の条件を満たす者 (1) 令和2年4月28日～令和3年3月31日に生まれ、山鹿市に住民登録された者の母親 (2) 令和2年4月27日時点で山鹿市に住民登録があり、申請日まで引き続き住民登録を有している者	新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、外出自粛等の感染防止対策の中で出産された妊産婦の方に支援金を支給するもの ■新生児1人につき支援金10万円
10		ひとり親世帯緊急支援事業	ひとり親家庭等の医療費の助成対象者又は児童扶養手当受給資格者のいる世帯	ひとり親世帯の育児負担・経済的負担の軽減を図るため、支援金を支給するもの ■1世帯につき支援金3万円
11		副食費緊急支援事業	公立・私立の保育所、認定こども園、幼稚園、認可外保育施設等を利用する子どもの保護者	保育所等を利用する子どもがいる子育て世帯の経済的負担を軽減するため、今年度に限り、副食費の無償化又は保育料の減免(副食費相当)を実施するもの
12		給食費緊急支援事業	市内小中学校に在籍する児童生徒の保護者	市内の小中学校に在籍する児童生徒のいる子育て世帯の経済的負担を軽減するため、今年度に限り、給食費を無償化するもの
13	天草市	天草観光商品券	一般社団法人天草宝島観光協会 ※会員施設(宿泊、飲食、土産、交通、レジャー、小売他)	新型コロナウイルス感染症による観光客の減少・消費低迷の影響により経営が厳しい状況にあるため、感染防止を徹底しながら、市民限定で市内のテイクアウトなど、消費拡大を促すため額面500円の商品券を1セット12枚を5,000円で販売(プレミアム率20%・使用期限R3.3.20)。1人の購入可能額は4セット48枚(20,000円)まで。財源は観光協会自主財源。 同時に、Instagramではテイクアウト・お取り寄せ商品等の会員情報について「#ステイホーム天草」をつけ4月2日から毎日更新し、フォロワー獲得のために随時発信。併せてフェイスブックでも同様に展開し、商品券の早期利用を促進。
14		ひとり親家庭等に対する臨時特別給付金	令和2年6月1日現在、市内に住所を有する令和2年6月分(令和2年3月分含む)の児童扶養手当受給者	新型コロナウイルス感染症による影響を受けているひとり親家庭等の生活を支援するため給付金を支給するもの ■児童扶養手当の支給対象児童1人当たり10,000円(1回限り)
15	合志市	公営企業会計補助	市内の上水道使用者	公営企業会計に繰り出し、市内の上水道使用者に対する生活支援として、契約毎の基本料金の2ヶ月分を全額免除する。

	市町村名	事業名	支援対象	事業概要
16	美里町	雇い止め、内定取り消し者の採用	企業などの雇い止めや採用内定取り消しを受けた町在住者	新型コロナウイルス感染拡大の影響で、企業などの雇い止めや採用内定取り消しを受けた町在住者を対象に、任期付き職員を募集するもの。
17	玉東町	玉東町内買物券事業	玉東町内事業者、玉東町民	コロナ禍で悪影響が出ている町内事業所の経営支援と町民の生活支援のため、町内事業所で使える共通買物券を町民1人につき1冊(500円×10枚綴り)ずつ配布する。
18		保護者給食費補助事業	町内の小中学校(給食費を負担している保護者)	小中学校の臨時休業等で悪影響の出ている町内小中学生保護者の家計支援のため、町内小中学校の給食費(令和2年度分全額)を助成する。
19	南関町	なんかんトッパ商品券交付事業	町内在住者(令和2年4月27日時点住民基本台帳登録者)	新型コロナウイルス感染拡大に起因した経済活動の停滞に対する経済活性化対策事業として、全町民に対し、町内で使用できる商品券5000円分を配布する。
20	長洲町	子育て世帯生活応援給付金事業	令和2年6月1日(基準日)において、次の要件をすべて満たす世帯 ①平成14年4月2日から令和2年6月1日までに生まれた子どもがいる世帯(0歳から18歳の子どもがいる世帯) ②世帯員全員の住民税が非課税の世帯	経済的な影響を受ける子育て世帯への支援を行うため、0歳から18歳の子どもがいる住民税非課税世帯へ10万円を支援します。
21		行政区支援給付金事業	町内の37行政区	各行政区に各種活動を再開する上で、区民が安心した活動に取り組めるよう感染防止対策及び施設の機能強化など、活動の充実のために行う各区の取り組みを支援するため、1行政区あたり20万円を支援します。
22		プレミアム商品券発行補助事業	町商工会が発行するプレミアム商品券発行事業に対して、当初予算額500万円に1,550万円を追加し事業規模を拡充(プレミアム分2,000万 事務費50万)した補助金を交付する。	売上が減少する町内商工事業者の売上増加や地域経済の下支えするために、町商工会が発行するプレミアム商品券のプレミアム分(20%)等の補助を行います。
23		水道料金の支払猶予	新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に指定納期限までに支払いが困難になった水道契約者	水道料金の支払いを猶予する。
24	下水道使用料及び受益者負担金の支払猶予	新型コロナウイルス感染症の影響により支払いが困難となった使用者及び受益者。	下水道使用料、受益者負担金の支払いを猶予する。	

	市町村名	事業名	支援対象	事業概要
25	長洲町	町営住宅家賃の支払猶予	新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に指定納期限までに支払いが困難になった町営住宅入居者	町営住宅家賃の支払いを猶予する。
26	和水町	和水町生活応援商品券配布事業	令和2年6月1日現在で住民基本台帳に登録されている住民	新型コロナウイルス感染症拡大に起因した地域経済活動の停滞に対し、地域振興及び町民の消費活動を促すことを目的として『和水町生活応援商品券』を町民へ配布。5,000円の商品券(券面額1,000円×5枚)
27	菊陽町	子ども食堂臨時代替事業	支援対象となる児童については、あらかじめ選定を行い、当該児童の保護者に対し、利用勧奨を行う。	本町では、子ども食堂の活動がないことから、子ども食堂活動の代替えとして、高齢者向けの配食事業を代用し、テイクアウト用のお弁当を、必要な児童に無償で提供する。 (提供期間) 令和2年5月18日～5月29日(土日を除く) (提供食数) 最大:40食/日 × 10日間 = 400食
28	大津菊陽水道企業団	水道料金の基本料金免除	菊陽町・大津町において、5/18時点での全ての給水契約者	新型コロナウイルス感染症支援の一環として、令和2年5月分・6月分の水道料金のうちの基本料金を免除するもの
29	南小国町	超プレミアム商品券発行事業	南小国町商工会	町商工会が行う事業に対し補助金を交付する。補助率:100% 【事業内容】額面15,000円の商品券を10,000円で販売する。(プレミアム率50%・使用期限R2.11.30)1世帯当たりの購入上限額は、(世帯人数×2)万円。商品券は町内のお店のほか、地域の医療機関やタクシー等でも利用可。
30	小国町	小国町子育て世帯生活応援給付金	18歳以下の子ども ※平成14年4月2日～令和2年4月1日までに生まれた子どもで、令和2年5月1日時点で小国町に住所のある子ども	子育て世帯の生活や児童の学習面での経済的支援として対象児童1人につき1万円を給付する。
31		小国町ひとり親家庭等生活応援給付金	令和2年5月の児童扶養手当受給世帯	小国町子育て世帯生活応援給付金に上乗せして、ひとり親家庭等の世帯に1万円を給付する。
32	産山村	産山村生活支援給付金給付事業	令和2年4月27日現在、住民表記載台帳に記載があるすべての住民	経済対策の一環として村民の生活支援と自粛を強いられている村民の不安を払拭するため村民一人当たり、1万円を支給するもの
33		新型コロナ復興事業産山村応援商品券	令和2年5月21日時点のすべての世帯	観光客減少により苦境に立たされている村内事業所の経営継続支援を目的に村内で使用できる「産山村応援商品券」1万円分を村内全世帯に配布する。

	市町村名	事業名	支援対象	事業概要
34	高森町	買い物困難地域移動販売支援事業	町内一部地域(草部・野尻)毎週2回実施	新型コロナウイルス感染対策による高齢者等による買い物困難者に対して移動販売支援事業を実施。ローソン阿蘇高森店と連携して実施。
35	南阿蘇村	南阿蘇村商品券	村内に住所を有するもの	休業している店舗が再開した後に、村内で使用できる商品券を一人当たり5,000円分配布し、家計の支援と消費の活性化による小規模事業者の支援を行う
36	御船町	プレミアム商品券発行事業	御船町商工会	御船商工会が行うプレミアム商品券事業に対し補助金交付。 12,000円の商品券(2,000円×6枚)を10,000円で販売(プレミアム率20%) 17,000冊販売(使用期限R2.8.31まで)
37		こどもスマイルチケット交付事業	中学生以下の子どもが居住する世帯の世帯主	中学生以下の子ども一人あたり3,000円の商品券(町内飲食店及び生花店で使用可能)を同居する世帯主に交付する。
38		臨時休業特別開所支援事業	町内の学童クラブ	学校の臨時休業に伴い、平日午前中からの開所に係る経費1日1クラブあたり4,500円を支給する。
39	嘉島町	プレミアム商品券交付事業	町内在住者	新型コロナウイルス感染拡大に起因した経済活動の停滞に対する経済活性化対策事業として、町民に対し、町内で使用できる商品券10,000円分を5,000円で販売する。(10,000セット限定)
40		子育て臨時特別給付金(上乗せ)	児童手当(特例給付となっているものを除く)を受給する世帯	国が実施する「子育て臨時特別給付金」に上乗せして、対象児童1人当たり1万円を追加支給する。



	市町村名	事業名	支援対象	事業概要
41	益城町	学生等による地元飲食店消費拡大事業	飲食店、学生等	県内の高校、大学、予備校等に在学する学生等に対して、町内飲食店等で使用できるチケット(5千円分)を配布する。
42		ひとり親家庭等支援事業	ひとり親家庭等世帯、就学援助受給世帯	新型コロナウイルス感染症により、多くの影響を受けると予想される子育て世帯に、町内の飲食店等で使えるチケット(5千円分)と町内産の米(5千円分)を支給する。
43		高齢者・障がい者タクシー券交付事業	自動車やバイクなどを運転していない高齢者、障がい者(要件あり)	移動手段に困っている、高齢者や障がい者の密を避けた安心・安全な移動手段を確保するため、既存のタクシー券交付事業の交付額を増額する(一人当たり6千円分のタクシー券を配布、うち2千円が増額分)。
44		町営住宅の家賃相談事業	公営住宅入居世帯	新型コロナウイルス感染症の影響で、収入が大幅に減収した公営住宅入居世帯を対象に家賃減額を行う。
45		役場雇用創出事業	職を失った人(内定取り消しなどを含む)	新型コロナウイルス感染症の影響で職を失った方(内定取り消しなどを含む)を、会計年度任用職員として役場で採用する。
46	甲佐町	プレミアム付き商品券発行事業	町内在住者 (※「宿泊者限定」については町外在住者も対象)	新型コロナウイルス感染拡大に起因した経済活動の停滞に対する経済活性化対策事業として、町内で使用できる「一般」・「飲食店限定」・「宿泊者限定(ふるさと旅行券)」の3種類の商品券を販売。 ○一般:10,000円分の商品券を5,000円で販売 (発行予定:9,000セット) ○飲食店限定:5,000円分の商品券を2,500円で販売 (発行予定:2,000セット) ○宿泊者限定(ふるさと旅行券):10,000円分の旅行券を8,000円で販売 (発行予定:500セット)
47	山都町	消費喚起・地域経済回復支援事業	町民	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業所を支援し、停滞している経済活動の回復を目的に、飲食、タクシー、運転代行に利用できるチケット「山都食べ行く券」を全町民に配布する。(一人3000円分) チケット有効期間:令和2年7月1日～令和2年12月31日
48		山都町失業者支援給付金	事業所の倒産等により解雇された者	新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、雇用されていた事業所が倒産、廃業したことにより解雇となった失業者の生活を支援するため給付金(一人12万円:定額)を支給する。
49	氷川町	地域振興券事業 氷川町元気ががんばる券 (商品券の配布)	町内在住者(令和2年4月27日時点住民基本台帳登録者)	町内で使える5,000円分の商品券を全町民に配布するもの。

	市町村名	事業名	支援対象	事業概要
50	芦北町	芦北町安心子育て応援給付金支給事業	(1) 基準日(令和2年4月30日)において、本町に住所を有しているとみなすことができ、平成14年4月2日から令和2年4月30日までに出生した児童(以下、対象児童)を養育する本町に住所を有する保護者又はそれに準じる者 (2) 基準日に生存し、本町に住所を有していた対象児童を養育し、令和2年4月1日から令和2年4月30日までに転出した保護者又はそれに準じる者 (3) 基準日において、対象児童が本町に所在する児童福祉法に基づく障害児入所施設に入所している場合は、その施設の設置者	支給対象者一人につき1万円を給付 予算額:21,472千円
51		芦北町新型コロナウイルス感染症緊急経済対策水道事業等給付費補助事業	水道事業 簡易水道事業 飲料水供給施設	【水道事業】 水道使用料の6月分及び7月分の一部を補助 個人:基本料金1,320円/月を補助 事業所:上限49,500円/月(300m <sup>3</sup> 分)を補助(官公署は対象外) 【簡易水道事業】 1事業あたり10万円を補助 【飲料水供給施設】 1施設あたり3万円を補助 予算額:22,338千円
52		芦北町新型コロナウイルス感染症対策給食費助成事業	児童生徒が学校等で提供を受けた給食費について支払を行う保護者	助成の月額には次に定める額の2か月分に相当する額とし、予算の範囲内で助成する。 (1) 芦北町立小学校、熊本県立芦北支援学校 4,200円 (2) 芦北町立中学校 5,000円 (3) 熊本県立芦北支援学校高等部佐敷分教室 4,460円 予算額10,040千円
53		国民健康保険税減免事業	国民健康保険被保険者	令和2年度課税分の平等割額と均等割額を全額減免 予算額:107,342千円

	市町村名	事業名	支援対象	事業概要
54	錦町	プレミアム商品券事業	中小企業等であって、町内に住所を有するもの又は町内で事業営んでいるもの(事務を行う商工会への補助)	■プレミアム率の増率 ・現行プレミアム率 10% ⇒20% 当初予算5,000千円+今回分5,000千円で、併せて商品券50,000千円(プレミアム分10,000千円・計60,000千円分)を販売。
55	多良木町	新型コロナウイルス感染症経済対策プレミアム付商品券発行事業	多良木町商工会	町商工会が実施する新型コロナウイルス感染症対策プレミアム付商品券発行事業のプレミアム分について補助する。12,000円分の商品券を10,000円で2000冊販売(使用期限R2.10.31)。補助額400百万円(プレミアム率20%分)
56	湯前町	コロナ対策お助けキャンペーン事業	湯前町商工会	町商工会が行う事業へのR1年度町補助金の充当を承認する。補助率:100% 【事業内容】町内の飲食店で食事や宴会などの利用をした者に抽選券を配布。必要事項を記入し応募すると20名にふるさと商品券(使用期限なし)10,000円分が当たる。
57		ゆのまえ得々商品券発行事業	湯前町商工会	町商工会が行う事業に対し補助金を交付する。補助率:100% 【事業内容】額面1,000円の商品券13枚綴りを10,000円で販売する。(プレミアム率30%・使用期限R2.5.10)1世帯当たりの購入可能額は3万円。
58		ふるさと商品券プレミアム付与事業	湯前町商工会	町商工会が行う事業に対し補助金を交付する。補助率:100% 【事業内容】販売済みで未使用である額面1,000円のふるさと商品券の消費喚起を促すため、R2.8.31まで使用すれば300円のプレミアムを付与する。
59		プレミアム付商品券発行事業	湯前町商工会	町商工会が行う事業に対し補助金を交付する。補助率:100% 【事業内容】額面500円の商品券13枚綴りを5,000円で販売する。(プレミアム率30%・使用期限R2.12.31)1世帯当たりの購入可能額は3万円。ただし、7月末以降未販売があれば再購入を可とする。
60		子育て世帯支援活動事業	学童クラブ通所世帯	小学校臨時休業長期化のため学童クラブへ通うことにより、昼食(弁当)を持参する回数が増えたことによる負担を軽減するため、10回分の昼食を無償提供する。1回5,000円×10回分の食材費を補助し、学童内で児童と共同調理をする。

	市町村名	事業名	支援対象	事業概要
61	水上村	プレミアム付商品券発行事業	水上村商工会	新型コロナウイルスの感染症に係る消費の低迷による経済対策として、6,500円/冊の商品券(プレミアム分30%、1,500円含む)を5,000円/冊で販売。令和元年度補正と令和2年度前期分と合わせ、村内向け2,000冊、村外向け6,000冊を予定。プレミアム分1,200万円を村から村商工会へ助成。
62		お子様100円弁当	水上村商工会	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、保育所、小学校、中学校が休校となり自宅にいる児童生徒に600円の弁当を100円で提供。500円分を村からの村商工会青年部活動助成金より充当。
63		みずかみ頑張る券発行事業	村民	村内で使える5,000円分の商品券を全村民に配布するもの。
64		さくらっこスマイルアップ事業	0歳から高校3年生	村内で使える10,000円分の商品券を、9月と12月の2回配布するもの。
65		元気・笑顔で生き生き事業	介護予防活動「通いの場」	14地区の通いの場へ、村内で使える商品券を、会員数に応じて配布するもの。 1～10人10,000円 11～15人15,000円 16～20人20,000円 21～25人25,000円 26～30人30,000円 31～35人35,000円
66	相良村	プレミアム付商品券発行事業	村民及び村内事業者	新型コロナウイルスの感染症に係る消費の低迷による経済対策として、額面500円の商品券13枚綴りを5,000円で販売するもの(プレミアム率30%、使用期限R2.12.15)。1人当たりの購入限度額は3万円。 ※村商工会事業(補助率100%)
67		相良で使エール商品券発行事業	村民及び村内事業者	新型コロナウイルスの感染症に係る消費の低迷による経済対策として、村内で使える5,000円分の商品券を全村民(令和2年6月1日現在の相良村住民基本台帳登録者)に配布するもの。使用期限R2.12.15
68	山江村	プレミアム付商品券発行補助金	中小企業等であって、村内に住所を有するもの又は村内で事業営んでいるもの	■プレミアム率の増率 ・現行プレミアム率 20% ⇒ 30%
69		臨時休校対策食費支援事業	村内小中学校児童生徒	村内小中学校の給食費無料化に対し、臨時休校となった児童生徒への自宅での食費支援 ・10,000円×児童生徒数
70		水道料金支援事業	村民及び村内事業所(村水道加入者及び加入事業者並びに地域水道利用者)	一般世帯(事業所含む)の簡易水道使用料を減免と区域外にあたる地域水道の維持管理費を補助する ・使用料金支援:1,000円×6ヶ月分

	市町村名	事業名	支援対象	事業概要
71	球磨村	プレミアム付商品券事業	村内の事業所	プレミアム率20%の商品券発行
72	苓北町	町有施設使用料減免措置	町有施設を利用して事業を行っている者	R2. 4～9月分の使用料を半額減免措置
73		臨時給食費支援	要・準用保護児童世帯	小中学校臨時休業に伴う給食費相当額を支援

## 新型コロナウイルス感染症に対する市町村の取組み

### [ 県民生活・経済の安定 ]

#### ③ 利子補給

	市町村名	事業名	支援対象	事業概要
1	熊本市	中小企業資金繰り支援 (利子補給)	以下の項目をすべて満たす事業所の方が対象となります。 ●熊本県の金融円滑化特別資金「新型コロナウイルス感染症対策分」、「セーフティネット保証第4号・新型コロナウイルス感染症対策分」、「危機関連保証・新型コロナウイルス感染症対策分」の融資を受けた方 ●融資実行日から利子補給の申請日まで、継続し熊本市内で事業を営んでいる者。	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業の皆様の資金繰りの円滑化を図るため、熊本県が実施する「金融円滑化特別資金」借入に際し、熊本市が利子補給を行う。 (利子上限)2.3% (補給対象借入額) 8,000万円 (補給率)全額 ※借換えの場合、熊本地震分の借入れ残額は、利子補給の対象外。 (申請方法)各年12月までの利子分を翌年1月に申請
2		新型コロナウイルス対策 農業経営安定資金に係る 利子及び保証料補給	熊本市内の農業者	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農業者に対して、県が実施する金融支援制度について、5年間の利子及び保証料の全額を負担するもの。 【新型コロナウイルス対策緊急支援資金】 (貸付限度額)1,000万円 (貸付金利:5/18現在)1.5% (補給率)全額(最大5年間 県5:市2:金融機関3) (保証料)全額負担(全期間 県1:市1)
3	八代市	中小企業資金繰り支援	・「新型コロナウイルス感染症対策分」並びに「セーフティネット保証4号、新型コロナウイルス感染症分」の融資を受けた者のうち、下記の条件を満たす者。 (1)八代市内に1年以上居住していること (2)同一事業を1年以上継続して営んでいること (3)市税を完納していること (4)信用保証協会の保証対象業種であること	県の「金融円滑化特別資金」借入に際し、独自に利子補給を行うもの。 (利子上限)2.3% (補給対象借入額)8,000万円 (補給率)全額
4	人吉市	人吉市新型コロナウイルス感染症経済対策資金利子補給補助金	国・県が新型コロナウイルス感染症対策として制定した融資制度により融資を受けた事業者	国・県の融資制度により融資を受けた事業者に対し、独自に利子補給を行うもの。 令和2年度予算額:300万円、補助期間:3年(36か月)、補助率:10/10、補助対象融資額の上限:2,000万円、補助額上限:40万円/年、申請期間:8月～

	市町村名	事業名	支援対象	事業概要
5	荒尾市	荒尾市新型コロナウイルス感染症対策制度融資利子補給事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「新型コロナウイルス感染症対策分」、「セーフティネット保証4号、新型コロナウイルス感染症分」、「危機関連保証、新型コロナウイルス感染症対策分」の融資を受けた者</li> <li>・融資実行日から利子補給の申請日まで、継続して荒尾市内で事業を営んでいる者</li> </ul>	<p>県の「金融円滑化特別資金」借入に際し、独自に利子補給を行うもの。  (補給対象借入額)8,000万円  (補給対象期間・補給率)3年分において全額</p>
6	水俣市	水俣市中小企業融資資金利子補給金(新型コロナウイルス感染症対策分)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県の金融円滑化特別資金「新型コロナウイルス感染症対策分」、「セーフティネット保証第4号・新型コロナウイルス感染症対策分」、「危機関連保証・新型コロナウイルス感染症対策分」の融資を受けた事業者</li> <li>・市内に事業所を有する事業者</li> <li>・市税の滞納がない事業者</li> </ul>	補助期間3年間、補助率約定利子の10分の10
7		県の「金融円滑化特別資金」借入に係る利子補給	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「新型コロナウイルス感染症対策分」並びに「セーフティネット保証4号、新型コロナウイルス感染症分」の融資を受けた者</li> <li>・融資実行日から利子補給の申請日まで、継続し玉名市内で事業を営んでいる者</li> </ul>	<p>県の「金融円滑化特別資金」借入に際し、独自に借入から3年間以内の利子補給を行うもの。  (利子上限)2.3%  (補給対象借入額)8,000万円  (補給率)全額</p>
8	玉名市	新型コロナウイルス対策農林漁業緊急支援資金利子補給及び保証料助成	玉名市内の農林漁業者	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農林漁業者に対して、県が実施する金融支援制度について、5年間の利子の全額をを県・市・金融機関が負担するとともに、貸付期間における保証料の全額を県・市が負担するもの。
9		新型コロナウイルス対策農林漁業セーフティネット資金利子補給	玉名市内の農林漁業者	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農林漁業者に対して、県が実施する金融支援制度について、3年間の利子の全額を県・市が負担するもの。

	市町村名	事業名	支援対象	事業概要
10	山鹿市	緊急資金助成事業 (利子補給制度: 中小企業)	・「新型コロナウイルス感染症対策分」、「セーフティネット保証4号、新型コロナウイルス感染症分」、「危機関連保証、新型コロナウイルス感染症対策分」の融資を受けた者 ・市内に本店又は事業所を有するもの	県の「金融円滑化特別資金」借入に際し、独自に借入から3年間以内の利子補給を行うもの ■補給率: 全額
11		緊急資金助成事業 (利子補給制度: 農林漁業)	山鹿市内の農林漁業者	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農林漁業者に対して、県が実施する金融支援制度について、5年間の利子及び保証料の全額を負担するもの ■新型コロナウイルス対策緊急支援 ・貸付限度額: 1,000万円 ・貸付金利: 1.5% (県5・市2・金融機関3) ・保証料: 全額負担 (県1・市1) ■新型コロナウイルス対策セーフティネット支援 ・貸付限度額: 1,200万円 ・貸付金利: 0.1% (県1・市1)
12	菊池市	中小企業者向け利子補給事業	菊池市内の事業者等	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者等に対する融資等について、3年間利子の全額を補給する。
13		農林漁業制度資金利子補給事業	菊池市内の農林漁業者	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農林業業者に対して、県が実施する金融支援制度について、5年間の利子及び保証料の全額を負担するもの。
14	宇土市	新型コロナウイルス感染症の影響による経営安定貸付に対する利子補給金	新型コロナウイルス関連の融資制度を活用している市内に事業所等を有する中小企業者	補給期間は3年間で上限額が累計100万円まで全額補給。



	市町村名	事業名	支援対象	事業概要
15	上天草市	新型コロナウイルス感染症対策に伴う中小企業の資金繰りを支援する利子及び保証料補給補助金	市内に住所を有し、下記借入を行う法人又は個人事業者 ①金融円滑化特別資金(セーフティネット保証4号) ②金融円滑化特別資金(セーフティネット保証5号) ③金融円滑化特別資金(危機関連保証) ④新型コロナウイルス対策緊急時短期資金 ⑤衛生環境激変特別貸付 ⑥新型コロナウイルス対策マル経融資 ⑦金融円滑化特別資金(新型コロナウイルス感染症対策分)(熊本県独自分) ⑧新型コロナウイルス感染症特別貸付(政策金融公庫) ⑨新型コロナウイルス感染症特別貸付(中小企業向け制度)(商工中金)	新型コロナウイルス感染症の発生に起因する市内事業者の左記借入に対し、保証料及び利子の補給(1事業者1会計年度50万円を上限)を行うもの。
16		新型コロナウイルス対策農林水産業経営安定資金利子補給補助金及び保証料補給補助金	市内に住所を有し、下記借入を行う法人又は個人事業者 ①新型コロナウイルス対策セーフティネット資金 ②新型コロナウイルス対策緊急支援資金	新型コロナウイルス感染症の発生に起因する市内事業者の左記借入に対し、保証料及び利子の補給を行うもの。
17	宇城市	宇城市新型コロナウイルス感染症対策中小企業者向け特別融資利子補給	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者、個人事業主、小規模事業者で、宇城市が定める融資を借り入れた者。	新型コロナウイルス感染症の影響により売り上げが減少した中小企業者等の借りに伴う利子に対して、利子補給金を交付し経費負担の軽減と経営の安定を図る。 ①1月～12月までに支払った借入に係る利子相当額。 ②対象期間 融資実行日から起算し36ヶ月以内 ③年間50万円が限度額

	市町村名	事業名	支援対象	事業概要
18	阿蘇市	中小企業資金繰り支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「新型コロナウイルス感染症対策分」並びに「セーフティネット保証4号、新型コロナウイルス感染症分」の融資を受けた者</li> <li>・融資実行日から利子補給の申請日まで、継続し阿蘇市内で事業を営んでいる者</li> </ul>	県の「金融円滑化特別資金」借入に際し、独自に利子補給を行うもの (利子上限)2.3% (補給対象借入額)8,000万円 (補給率)全額(3年間)
19		中小企業資金繰り支援 (緊急時短期資金利子補給)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開業3か月未満の事業所でセーフティネット等の融資対象となっていない者</li> <li>・緊急時短期資金融資を受けた者</li> <li>・融資実行日から利子補給の申請日まで継続して阿蘇市内で事業を営んでいる者</li> </ul>	保証料及び金融機関の利子額全額を補給するもの(上限10万円) 緊急時短期資金の内容 (融資額)月商の1か月以内 (融資期間)6か月以内 (保証料)0.45~2.20% (金利)金融機関の利率
20		新型コロナウイルス対策 農業経営安定資金に係る 利子及び保証料補給	農業者	新型コロナウイルス対策セーフティネット資金及び緊急支援資金について、県の要項に基づき利子及び保証料について市から負担するもの
21	天草市	緊急支援資金利子補給	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「新型コロナウイルス感染症対策分」並びに「セーフティネット保証4号、新型コロナウイルス感染症分」の融資を受けた者</li> <li>・融資実行日から利子補給の申請日まで、継続し天草市内で事業を営んでいる者</li> </ul>	県の「金融円滑化特別資金」借入に際し、独自に利子補給を行うもの。 (利子上限)2.3% (補給対象借入額)1社借入額8,000万円を上限 (補給率)全額 (補給期間)3年間
22		新型コロナウイルス対策 農業経営安定資金に係る 利子及び保証料補給	農業者	新型コロナウイルス対策セーフティネット資金及び緊急支援資金について、県の要項に基づき利子及び保証料について市から負担するもの
23		緊急支援資金利子補給	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、 前期より1割以上漁業収入が減少(見込)の方等	「県が行う新型コロナウイルス対策緊急支援資金」借りに際し独自に利子補給を行うもの (利子上限)1.4% (補給対象借入額)1,000万円 (補給率)0.28% 利子補給期間 5年間
24		緊急支援資金保証料補助	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、 前期より1割以上漁業収入が減少(見込)の方等	「県が行う新型コロナウイルス対策緊急支援資金」借りに際し独自に保証料の補助を行うもの (保証料)1.15% (補給対象借入額)1,000万円 (補給率)0.575% 保証料補助期間 10年間

	市町村名	事業名	支援対象	事業概要
25		農林漁業制度資金利子補給事業	合志市内の農林漁業者	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農林業業者に対して、県が実施する金融支援制度について、5年間の利子及び保証料の全額を負担するもの。
26	合志市	合志市短期貸付金利子補給事業	新型コロナウイルス感染対策により売上げが減少し資金繰りが困難な中小企業及び個人事業者	新型コロナウイルス感染症対策として、国・県が制定した融資制度の融資を受けるまでに資金繰りが困難な中小企業及び個人事業者に向けた金融機関の協力による新型コロナウイルス感染症対策としての短期かつ早急な融資制度を活用した者に対して、その利子を補給するもの。 【補給額】上記融資制度の利子補給(融資上限額1000万円・利子補給機関6ヵ月以内)
27	美里町	美里町新型コロナウイルス感染症対策中小企業者向け特別融資利子補給金(R2.5.1要綱告示)	<p>&lt;対象者&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下記対象融資を受けた中小模企業者</li> <li>・町内に本社若しくは支店又は事業所を有する法人又は町内に住所を有する個人事業主であること。</li> <li>・融資実行日から利子補給申請日まで町内に置いて継続して同一事業を営んでいること</li> <li>・町税等の滞納がないこと。</li> </ul> <p>&lt;対象融資&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・熊本県金融円滑化特別資金(一般/SN4号/危機関連)</li> <li>・新型コロナウイルス感染症特別貸付(日本政策金融公庫/商工中金)</li> <li>・新型コロナウイルス対策マル経融資</li> <li>・生活衛生改善貸付 新型コロナウイルス感染症対応分</li> <li>・その他関連融資</li> </ul>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業の皆様の資金繰りの円滑化を図るため、美里町が対象融資に係る利子の一部について利子補給を行う。</p> <p>【補給対象借入額】 1億6000万円 【補給率】 対象融資に係る利子全額 【補給期間】 融資実行日から3年以内 【申請方法】 各年12月までの利子分を翌年1月に申請(3月支払い予定)</p> <p>※詳細、申請様式ダウンロードは美里町HPを確認ください。</p>
28		新型コロナウイルス対策農業経営安定資金に係る利子及び保証料補給	美里町内の農業者	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農業者に対して、県が実施する金融支援制度について、5年間の利子及び保証料の全額を負担するもの。 (利子補給率)全額(最大5年間 県5:市2:金融機関3) (保証料)全額負担(全期間 県1:町1)

	市町村名	事業名	支援対象	事業概要
29	南関町	新型コロナウイルス対策特別資金利子補給金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熊本県の金融円滑化特別資金「新型コロナウイルス感染症対策分」、「セーフティネット保証第4号・新型コロナウイルス感染症対策分」、「危機関連保証・新型コロナウイルス感染症対策分」等の融資を受けた人</li> <li>・町内に事業所を有する人</li> <li>・町税の滞納がない人</li> </ul>	<p>県の「金融円滑化特別資金」等の借入に際し、独自に利子補給を行うもの。</p> <p>(利子上限)2.3% (補給対象借入額)8,000万円 (補給率)全額</p>
30	長洲町	農業・漁業経営安定資金利子保証料補助事業	前期に比べ、農業収入、漁業収入が10%以上減少している、または、10%以上減少することが見込まれる者	<p>農業者・漁業者が、新型コロナウイルス対策緊急支援資金」・「新型コロナウイルス対策セーフティネット資金」を利用した場合の利子補給及び保証料を支援します。</p>
31	和水町	和水町新型コロナウイルス感染症対策特別資金利子補給補助金(利子補給)	<p>下記利子補給事業の交付対象者</p> <p>①熊本県新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給補助金(熊本県) ②特別利子補給制度(中小企業基盤整備機構) ※融資実行日から利子補給の申請日まで、継続し和水町内で事業を営んでいる者。</p>	<p>国・県の利子補給事業の拡充を目的として、左記利子補給事業の対象期間(3年間の実質無利子)を経過した「4年目から5年目」の支払い利子分について、20万円を上限に町が補助を行う。</p> <p>(利子補給額) 全額(上限:20万円) (補給対象借入額) 3,000万円 (申請方法)各年12月までの利子分を翌年1月に申請</p>
32	大津町	大津町新型コロナウイルス感染症対策融資金利子補給	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「新型コロナウイルス感染症対策分」並びに「セーフティネット保証4号、新型コロナウイルス感染症分」、「危機関連保証新型コロナウイルス感染症対策分」の融資を受けた者</li> </ul>	<p>県の「金融円滑化特別資金」借入に際し、独自に利子補給を行うもの。</p> <p>(利子上限)2.3% (補給対象借入額)1,000万円 (補給期間)3年以内 (補給率)全額</p>
33		新型コロナウイルス対策経営安定資金利子補給	大津町内の新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、農林漁業収入が前期より10%以上減少した農林漁業者	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農林業業者に対して、県が実施する金融支援制度について、5年間の利子及び保証料の全額を負担するもの。</p>
34	菊陽町	農業者向け緊急支援資金利子補給及び保証料助成	菊陽町内の農業者	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農業者に対して、県が実施する金融支援制度について、5年間の利子及び保証料の全額を補助するもの。</p> <p>【新型コロナウイルス対策緊急支援資金】 (貸付限度額)1,000万円 (貸付金利:4/20現在)1.5% (補給率)全額(最大5年間 県5:町2:金融機関3) (保証料)全額補助(全期間 県1:町1)</p>

	市町村名	事業名	支援対象	事業概要
35	高森町	農林漁業制度資金利子補給事業	町内の農林漁業者	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農林漁業者に対して、県が実施する金融支援制度について、5年間の利子及び保証料の全額を負担するもの
36	西原村	西原村中小企業新型コロナウイルス感染症融資金利子補給補助金	熊本県金融円滑化特別資金の「新型コロナウイルス感染症対策分」、「セーフティーネット保証4号新型コロナウイルス感染症対策分」、「危機関連保証新型コロナウイルス感染症対策分」の融資を受けた者のうち個人にあつては村内に住民票を有する者、法人にあつては村内に本社を有する者。	県の「金融円滑化特別資金」借入に際し、独自に利子補給を行うもの。 (補給対象借入額)1,000万円 (補給期間)3年以内 (補給率)全額
37	南阿蘇村	中小企業利子補給	村内の中小企業の事業主	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業へ事業資金の借り入れに際し独自で利子補給を行うもの。
38	御船町	中小企業向け利子補給	町内の新型コロナウイルス関連の融資を受けた事業者	県の「金融円滑化特別資金」借入に際し、独自に利子補給を行うもの。 補給期間:融資実行月から3年間 補給対象借入額:1000千万を上限 補給率:全額
39	嘉島町	中小企業向け利子補給	町内の新型コロナウイルス関連の融資を受けた事業者	県の「金融円滑化特別資金」借入に際し、独自に利子補給を行うもの。 (補給対象借入額)1,000万円を上限 (補給率)全額 (利子補給期間)3年間
40	甲佐町	中小企業向け利子補給	町内の新型コロナウイルス関連の融資を受けた事業者	県の「金融円滑化特別資金」借入に際し、独自に利子補給を行うもの。 (補給対象借入額)1,000万円を上限 (補給率)全額 (利子補給期間)3年間

	市町村名	事業名	支援対象	事業概要
41	山都町	農林業制度資金利子補給及び保証料助成	山都町内の農林業者	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農業者に対して、県が実施する金融支援制度について、5年間の利子及び保証料の全額を負担するもの。 【新型コロナウイルス対策緊急支援資金】 (貸付限度額)1,000万円 (貸付金利:4/20現在)1.5% (補給率)全額(最大5年間 県5:町2:金融機関3) (保証料)全額負担(全期間 県1:町1)
42		新型コロナウイルス関連融資制度利子補給費補助金	山都町に住所及び事業所を有する中小企業信用保険法に定める中小・小規模事業者	国・県の融資制度により融資を受けた事業者に対し、独自に利子補給を行うもの。補助期間:3年(36か月)、補助率:10/10、補助対象融資額の上限:8,000万円
43	氷川町	中小企業向け利子補給	町内の新型コロナウイルス関連の融資を受けた事業者	新型コロナウイルス関連の融資を受けた事業者に対し、利子の全額を補助するもの。期間は5年。
44		農林漁業制度資金利子補給事業	氷川町内の農林漁業者	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、前期より10%以上の農林漁業収入が減少(見込み)の農林漁業者に対して、県が実施する金融支援制度について、5年間の利子及び保証料の全額を負担するもの。
45	芦北町	芦北町災害時等特別資金利子補給補助金	熊本県金融円滑化特別資金の融資を受けた者のうち、次のいずれにも該当する人 (1)町内に1年以上居住または事業所を有していること (2)同一事業を1年以上継続して営んでいること (3)町税等の滞納がないこと (4)信用保証協会の保証対象業種であること	熊本県金融円滑化特別資金を借り入れた者が支払う利子に対し、5年間全額補助
46	津奈木町	津奈木町新型コロナウイルス対策特別資金利子補給補助金	以下の項目をすべて満たす事業所の方が対象となります。 ●熊本県の金融円滑化特別資金「新型コロナウイルス感染症対策分」、「セーフティネット保証第4号・新型コロナウイルス感染症対策分」、「危機関連保証・新型コロナウイルス感染症対策分」の融資を受けた方 ●町内に事業所を有する方 ●町税の滞納がない方	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業の皆様の資金繰りの円滑化を図るため、熊本県が実施する「金融円滑化特別資金」借入に際し、津奈木町が利子補給を行う。 (利子上限)2.3% (補給対象借入額)8,000万円 ※金融円滑化特別資金借入限度の額 (補給率)全額 (申請方法)各年12月までの利子分を翌年1月に申請 詳細、申請様式ダウンロードは町HPをご覧ください。 <a href="http://www.town.tsunagi.lg.jp">Http://www.town.tsunagi.lg.jp</a>

	市町村名	事業名	支援対象	事業概要
47	錦町	錦町新型コロナウイルス対策特別資金利子補給補助金	新型コロナウイルス対策として県の金融円滑化特別資金(国のセーフティネット保証・危機関連保証含む)の融資を受けたもので、町内で事業を営んでいるもの	借入額2,000万円までの利子について、全額を補助。
48		新型コロナウイルス対策林業経営安定資金利子補給費補助金	資金の用途: 運転資金(肥料、農薬、資材等の購入費用) 額1,000万円 これに対する保証料の補助(県:町=1:1)	保証料の補助(県:町=1:1)
49	多良木町	新型コロナウイルス感染症経済対策利子補給補助金	新型コロナウイルス対策経営安定資金等を借入れた農林商工業者のうち、町内で事業を営む個人事業主、もしくは、町内に本店、支店又は事業所を有する法人。ただし、個人事業主にあつては、町内に住所を有する者に限る。	○新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて経営が悪化した農林商工業者が新型コロナウイルス対策経営安定資金等を借り入れた際、利子分を補助し、農林業者に対しては保証料を補助する。 ア 利子補給補助 ・農林業 制度資金貸付限度額内の利子分について、最大5年間全額補助 ・商工業 制度資金貸付限度額内の利子分について、3年間全額補助(上限20万円) イ 保証料補助 全額補助(農林業に限る。)
50	水上村	新型コロナウイルス感染症対策商工業制度資金利子補給補助金	村内商工業事業者	村預託金より融資を受けた事業者に対し、返済期間5年のうち3年分の利子を全額補給。残り2年分は当該金利から1.11%分の差を利子補給。
51	相良村	新型コロナウイルス対策農業経営安定資金利子補給及び保証料助成	相良村内の農林業者で、前期に比べ、農林業収入が10%以上減少している、または、10%以上減少することが見込まれる者	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農林業者に対して、県が実施する金融支援制度について、5年間の利子及び保証料を負担するもの。 【新型コロナウイルス対策緊急支援資金】 (貸付限度額)1,000万円 (貸付金利:4/20現在)1.5% (補給率)全額(最大5年間 県5:村2:金融機関3) (保証料)全額負担(全期間 県1:村1)
52	山江村	利子補給補助金	中小企業等であつて、村内に住所を有するもの又は村内で事業営んでいるもの	■融資利子全額補給 ・上限20万円、3年間 500万円融資 ⇒ 利子10万円(2%)
53	球磨村	新型コロナウイルス感染症関連商工業制度資金利子補給補助金	村内で3か月以上事業を営んでいるもので、新型コロナウイルス感染症関連の融資を受けたもの	補助期間は5年以内、補助率は約定利子の10/10、補助額上限20万円

	市町村名	事業名	支援対象	事業概要
54	あさぎり町	新型コロナウイルス感染症関連商工業制度資金 利子補給補助金	町内で3か月以上事業を営んでいるもので、 新型コロナウイルス感染症関連の融資を受けたもの	補助期間は3年、補助率は約定利子の10/10、補助額上限20万円
55	苓北町	利子補給補助金	金融機関から運転資金を借り入れた場合の 利子補助	借入金の利子に対して5年間全額補助
56		保証料補助	金融機関から運転資金を借り入れた場合の 保証料補助	農業・漁業者に保証料を貸付期間全額補助



## 新型コロナウイルス感染症に対する市町村の取組み

### 〔 県民生活・経済の安定 〕

#### ④ 家賃補助

	市町村名	事業名	支援対象	事業概要
1	熊本市	熊本市緊急家賃支援金	<p>次の①～③の全ての要件を満たす方</p> <p>①以下のいずれかに該当すること。                      ア、熊本県が指定した「協力要請施設」に該当し、実際に休業に応じたこと。                      イ、熊本県が指定した「協力要請しない施設」の「食事提供施設」に該当し、実際に時間短縮営業をしたこと。</p> <p>②熊本市内において店舗を賃借している中小・小規模事業者(ただし熊本県外に本社を有する場合は除く。)</p> <p>③緊急事態宣言に基づき熊本県が休業要請を行った日(令和2年4月21日)において、事業を継続していること。</p>	<p>1ヶ月分の家賃の8割を補助するもの。                      (家賃上限)350,000円                      (申請見込件数)約10,000件                      ※補助上限額は280,000円(350,000円×0.8)</p>
2	宇土市	小規模企業者事業継続給付金	年間事業売上高200万円以上で常時雇用5人以下の市内事業者	売上が前年同月比▲50%以上減少した事業者に対し、1事業者あたり10万円を給付。賃料の負担がある場合は別途5万円を加算。
3	阿蘇市	阿蘇市事業継続支援補助金(家賃補助)	<p>1)阿蘇市内に本店の登記若しくは事業所のある法人又は阿蘇市内に住民登録がある個人であること。</p> <p>2)令和2年5月1日までに阿蘇市内の店舗等を賃借して営業を開始していること。</p> <p>3)当該事業により収入(売上)を得ている事業者で、今後も事業継続の意思があること。</p> <p>4)家賃に係る賃貸借契約を交わしており、令和2年5月分の家賃が発生していること。</p>	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に伴い、業況が悪化又は経営に支障をきたしている市内の事業者の事業継続を支援するため、今後も市内において事業継続意思のある事業者に対し、1事業者当たり5万円を上限とし、家賃の1/2を補助する。

	市町村名	事業名	支援対象	事業概要
4	天草市	緊急家賃支援補助金	法人の場合は本店の所在地、個人の場合は住所地在市内に有する中小・小規模事業者	新型コロナウイルス感染症による影響により、一月でも前年同月比で事業収入が30%以上減少した事業者に対して、家賃補助をする。 4月～5月分の2カ月の家賃の3分の2を補助するもの。 (補助上限) 1店舗につき15万円(月7.5万円上限) (申請見込) 500件
5	小国町	家賃支給給付金	町内に事業所を設置し、宿泊業、飲食業、製造業、卸売業、小売業、運輸業、建設業、サービス業(スーパー、コンビニを除く)等を営む法人または個人事業者	新型コロナウイルス感染症による影響で前年比で15%以上減少した事業者に対し、家賃の2分の1を補助(上限5万円)
6	芦北町	芦北町新型コロナウイルス感染症対策家賃等支援金支給事業	町内に本社を有する建設業、製造業、情報通信業、運輸業、卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業及び生活関連サービス業等を営む法人及び個人事業者で、税務申告上の事業売上が年間300万円を超えている事業者、かつ、対象期間(令和2年2月から7月)内の3か月間の売上が前年の同期間と比較して15%以上減少又は、ひと月の売上が前年同月と比較して50%以上減少している事業者	対象経費:事業の用に供するもので、以下に掲げるもの ・店舗等の賃料及び土地借上料 ・事業に供する部分の借入償還金 ・機材・備品等のリース料 ・車両リース料 等 補助金額:対象経費合計額の90%以内で、1か月の上限を5万円とし、対象期間内で合計3か月分、15万円を上限とする。 予算額:30,000千円
7	多良木町	家賃支援給付金	町内の個人事業者、町内に店舗や事業所を有する法人	2～5月のいずれかの月で、売り上げが前年比20%以上減った場合、3か月分の家賃(上限15万円)を補助する。 なお、町外在住の個人事業者には、3分の2を3ヶ月分(上限10万円)を補助する。

## 新型コロナウイルス感染症に対する市町村の取組み

### 〔 県民生活・経済の安定 〕

#### ⑤ 学生支援

	市町村名	事業名	支援対象	事業概要
1	熊本市	オンライン合同就職説明会 (再掲)	人材を必要とする企業及び求職者(新卒者・内定取消者・雇止め対象者・失業者等)	新型コロナウイルスの感染拡大が雇用情勢に深刻な影響を与えることを回避するため、人材を必要とする企業と求職者(新卒者・失業者等)との合同就職説明会を、オンラインを活用して実施するとともに、仕事を必要とする多くの求職者へ行き届く広報を行うことにより、“雇用の安定”と“経済活性化”を図る。
2		熊本市奨学金	熊本市奨学生本人 ※これまでに1年を超える滞納がない奨学生	新型コロナウイルス感染症の影響で、所得が減少し、返還が困難な熊本市奨学生本人に対し、申し出た翌月から最大1年の返還猶予を実施。
3	山鹿市	山鹿市奨学生支援事業	山鹿市に居住する者の被扶養者で、学校教育法に規定する高等学校、大学等に在学しているもの及び山鹿市奨学生	新型コロナウイルス感染症の影響で、家計支持者の収入が著しく減少(家計急変)し、修学が困難となったものを対象に奨学生の追加募集を行うもの。また、新型コロナウイルスの影響で所得が減少し、返還が困難な奨学生に対し返還猶予を行うもの
4	上天草市	学生支援給付金	○看護専門学校生 1 自立してアルバイト収入で学費を賄っている学生 2 生活費・学費に占めるアルバイト収入の割合が高い学生 3 上記2かつ新型コロナウイルス感染症の影響で収入が大幅に減少した学生	新型コロナウイルス感染症の影響でアルバイト収入による学費の支払いが困難な看護専門学校学生に限り、住民税非課税世帯の学生には20万円、それ以外の学生には10万円を支給するもの。
5	宇城市	家計急変を理由とする奨学金貸与	宇城市に在住する被扶養者で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により失職、収入減少するなど家計が急変し、高等学校や大学等への修学が困難となっている方	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、失職したり、収入が減少するなど家計が急変し、高等学校や大学等への修学が困難になっている方に対し、奨学金を貸与する。 ●貸与額(月額) 高等学校、高等専門学校、専修学校の高等課程……20,000円 短期大学、専修学校の専門課程……25,000円 大学……30,000円又は50,000円 ●申請期間 随時

	市町村名	事業名	支援対象	事業概要
6	天草市	本渡看護専門学校の後期分授業料の免除	本渡看護専門学校の全学生	感染を予防するためのアルバイト自粛要請や、家族の収入減少等により、生活に支障を来し将来への不安を抱えている学生が多くなっている現状。今後、学校生活を安心して過ごしてもらうための支援策として、後期分の授業料(120,000円/1人)を免除する。
7	長洲町	夢・希望に満ちた学生等支援給付金事業	(1)令和2年4月2日時点で年齢が18歳以上26歳未満の人 (2)令和2年4月2日時点で正規雇用により就職していない人 (3)令和2年5月1日時点で学校教育法に定める高等専門学校専攻科、専修学校、短期大学、大学、大学院に在学している人又は町長が特に支援の必要があると認める人 (4)令和2年5月1日時点で町の住民基本台帳に記録されている人 ※自宅浪人生も対象となります。	町内在住の学生等が将来の夢や希望を失うこと無く、安定した学生生活を送れるように学費その他生活等へ一人あたり5万円を支援します。
8	和水町	(1)高校生生活応援給付金 (2)大学生等生活応援給付金	令和2年6月1日時点で (1)高校生を扶養する保護者 (2)大学生等を扶養する保護者 大学生等とは、学校教育法に定めのある大学、大学院、短期大学、高等専門学校(4,5年及び専攻科)、専修学校など	(1)新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年度和水町子育て世帯への臨時特別給付金支給事業での支給対象とならない高校生を扶養する世帯を対象に、経済負担の軽減を図ることを目的とし、高校生1人につき1万円を支給するもの。 (2)新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少等で、学費または生活資金の生計不安を抱えている大学生等を扶養する世帯を対象に、経済負担の軽減を解消できるよう支援することを目的とし、大学生等1人につき10万円を支給するもの。
9	南小国町	きよらの郷からの故郷便	以下の項目全てを満たす大学生等(※)が対象となります。 1. 南小国町立小・中学校を卒業した大学生等 2. 上記1の保護者が令和2年5月1日現在南小国町に住民票があること。 ※大学生等・・・大学生、短期大学生、専門学校生、予備校生 等	新型コロナウイルス感染拡大防止のために、南小国町へ帰郷できない大学生等に対し、南小国町産の野菜や加工品等(5,000円相当、送料別)を家族からの手紙とともに送り届けるもの。申請者は対象者の保護者。

	市町村名	事業名	支援対象	事業概要
10	高森町	新型コロナウイルス対策に伴うオンライン授業実施のためのWiFi環境整備事業	町立学校の児童・生徒のうち自宅にWiFi環境がない家庭	支援対象者に対し緊急的に町が借り上げたレンタルモバイルルーターを配備(対象世帯数40世帯)。また、LTE通信のエリア外の家庭においては、町の情報基盤整備事業による光回線の工事を行い、工事費と当面の通信費を町の負担で実施した。さらに、レンタルモバイルルーターを貸与した家庭に対し、上記エリア外の児童・生徒と同じように光回線の工事を行い、工事費と当面の通信費を町の負担で実施した。
11		高森町立学校新型コロナウイルス感染症対策補助金	町立学校	町立学校において実施したオンライン授業を行う際に必要となる諸費用や教職員のテレワーク(自宅からの遠隔授業)を実施するために必要となる費用について、学校へ補助金を交付した。事業費は1校当たり500千円
12		受験対策事業	町内中学校2・3年生	新型コロナウイルス感染症対策のための学校等の休校による“学びの不安”に対し、ケーブルテレビを活用し、自宅のテレビで大手学習塾のオンライン授業内容による受験対策を実施
13	益城町	県外大学生等応援金給付事業	・県外に出て、県外の学校教育法に定める大学、短期大学、大学院、高等専門学校(4年・5年)、専修学校(専門課程)に在学する者 ・令和2年4月27日現在、学生の保護者の住民票が本町にある者	・新型コロナウイルス感染症の影響により、アルバイト先が休業する等したために収入が減少し就学困難・生活困窮に陥ったり、帰省ができなくなった等、学生の学び・生活等に支障をきたしている皆さんを応援することを目的として、県外に出て大学等に通う学生を対象に一律3万円を給付するもの。 ・給付金については、学生本人の口座に直接入金。 ・学生への振込通知文に、町長からのメッセージを記載。
14		学習支援図書カード配布事業	益城町に在住する小中学生全員	学校の臨時休業により、学習機会が失われた子供たちへの支援として、町内の小中学生全員に、学習支援のための図書カード(3千円分)を配布する。
15		図書館パワーアップ学習支援事業	全町民(特に児童・生徒)	図書館に多様な分野の蔵書を増やすことで、家庭等での学びへの関心をより高めることにより、子どもたちの学習支援等につなげる。
16	氷川町	学生扶養世帯給付金	町内に住所を有する者で、「被扶養者」を扶養する世帯 被扶養者 ・大学、短期大学、高等専門学校、大学院等で学ぶ者	新型コロナウイルス感染症対策の影響でアルバイトができないなど、経済的に厳しい状況に置かれている学生を扶養する保護者等に対して、わが子への仕送り活動を援助するために学生1人につき5万円を給付するもの

	市町村名	事業名	支援対象	事業概要
17	芦北町	芦北町新型コロナウイルス感染症臨時就学支援金支給事業	<b>【対象者】</b> 次の全てに該当する者 ①基準日(令和2年4月30日)において就学本人又はその保護者若しくはそれに準じる者が芦北町に住民登録がある者 ②年齢が満18歳以上で高等学校を卒業した者 ③次のⅠの学校等又はⅡの職業能力開発校に就学している者 Ⅰ 学校等 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく次に掲げるいずれかの学校 ア 大学 イ 大学院 ウ 短期大学 エ 高等専門学校(4年生以上の者) オ 専修学校 カ その他必要と認められる学校 Ⅱ 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に基づく職業能力開発校	支給対象者に対し1人につき10万円給付。ただし、町内の自宅から通学している者に対しては7万円給付。  予算額:30,078千円
18	水上村	さくらっこスマイルアップ給付金	高校2・3年生	子育て世帯への臨時特別給付金(1万円6月支給)の対象が0歳から3月まで中学生だった子どもに限定されるため、高校2・3年生についても1万円を支給。
19		将来の担い手応援事業	村内出身の大学生、専門学生	村内出身の大学生、専門学生への物資支援 ・10,000円の物資/1人
20	山江村	オンライン学習環境整備支援事業	村内小中学校児童生徒を持つ世帯	■在宅学習環境維持(ケーブルテレビインターネット利用)することに要する経費を支援するため、児童生徒を持つ世帯及び新規加入世帯の使用料支援 ・1500円×11ヶ月×120世帯 ■オンライン学習学習用ヘッドセット購入支援 ・2500円×児童生徒数(小学3年生以上)
21	あさぎり町	あさぎり町学生応援プロジェクト事業	あさぎり町出身の町外に住む学生(専修学校、短期大学、大学、大学院等)で、現在保護者の住民登録があさぎり町にあること。	新型コロナウイルス感染症の影響により帰省などの移動制限を受けた町内出身の学生に対し、町の特産物を送ることで、郷土愛も芽生えあさぎり町を偲んでもらい、生活支援を図る。 対象者に町特産物(3パターンのうち1つを選択)を発送する。申請期間は、9月末まで。